

公有財産売買契約書

売主隠岐広域連合（以下「甲」という。）と買主（以下「乙」という。）とは次の条項により公有財産の売買契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次の公有財産（以下「物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

（1）土地

所在地	地目	面積（公簿・実測）
隠岐の島町中町出雲結ノ三1番9	宅地	667.93 m ²

（2）建物

所在	種類	構造	延床面積
隠岐の島町中町出雲結ノ三1番9	住宅	木造 瓦葺 2階建	301.80 m ²

※附属建物である倉庫を含む

（売買代金）

第2条 物件の売買代金（以下「代金」という。）は金 円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

- 既納の入札保証金 円は、前項の契約保証金の一部に充当するものとする。
- 第1項に規定する契約保証金には、利息を付さないものとする。
- 甲は、乙が次条に規定する義務を履行したときは、第1項に規定する契約保証金を代金の一部に充当する。
- 乙が次条に規定する義務を履行しないときは、第1項に規定する契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（代金の納付）

第4条 乙は、代金と前条に規定する契約保証金との差額、金 円を令和 年 月 日までに甲の発行する納入通知書により甲に納付しなければならない。

（所有権の移転および登記）

第5条 物件の所有権は、乙が代金を完納したときに、乙に移転するものとする。

- 乙は、物件の所有権が移転したときは、当該所有権の移転登記に必要な手続きを速やかに行うものとする。

(物件の引渡し)

第6条 物件は、所有権移転と同時に甲から乙に対し引き渡されたものとする。

(双方の責めに帰すことができない事由による履行不能)

第7条 甲および乙は、この契約締結のときから、物件の所有権の移転のときまでの間において、物件が甲および乙の責に帰すことができない理由により滅失またはき損して本契約の履行が不可能となったとき、互いに書面によりその相手方に通知して、本契約を解除することができる。

2 前項によって本契約が解除されたときには、甲は乙に対し、契約保証金等を含め受領済みの金員を無利息にて速やかに返却する。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、民法および本契約の他の条項に関わらず、引き渡された物件が、種類または品質に関して契約内容に適合しないこと（以下、「契約不適合」という。）を理由として、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができない。ただし、甲の故意または重過失による債務不履行その他、契約の趣旨に照らし民法第1条第2項に規定する信義誠実の原則および公正取引に反すると認められる事情があるときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、乙は契約不適合があった場合に、乙がその不適合を知った時から1年以内にその旨を甲に通知したものに限り、履行の追完請求、代金の減額請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができる。

3 前項での損害賠償の範囲は、売買代金の額を限度とする。

(用途制限等)

第9条 乙は、この契約締結の日から10年を経過するまでの間（以下「指定期間」という。）、物件を次の各号に掲げる用途に供してはならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者の事務所、住宅またはこれらに類するものの用途

(2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所またはこれらに類するものの用途

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途

2 乙は、指定期間が満了するまでは、物件を前項各号の用途に供するおそれのある第三者へ譲渡し、または貸付けてはならない。

(実地調査等)

第 10 条 甲は、前条の指定期間が満了するまでは、物件について随時調査し、または乙に対し、必要な報告を求めることができる。

2 乙は、前項の規定による甲の調査を拒み、もしくは妨げ、または同項の報告を怠ってはならない。

(違約金)

第 11 条 乙は、第 9 条または前条第 2 項に規定する義務に違反したときは、次に定める額を甲に違約金として納付しなければならない。

(1) 第 9 条に規定する義務に違反したときは、代金の 30 パーセントに相当する額

(2) 前条第 2 項に規定する義務に違反したときは、代金の 10 パーセントに相当する額

2 前項に規定する違約金は、違約罰であって、第 15 条に規定する損害賠償またはその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第 12 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 乙が第 9 条および第 10 条第 2 項に違反する場合その他この契約による義務を履行しないとき

(2) 甲が義務の全部または一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき

(3) 乙がその義務の全部または一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき

(4) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき

(5) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき、または同条第 2 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき

(返還金等)

第 13 条 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さないものとする。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用を返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金および乙が物件に支出した必要費、有益費その他いっさいの費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第 14 条 乙は、甲が第 12 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、物件が滅失またはき損しているときは、その損害

賠償として、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により、物件を甲に返還するときは、同時に物件の所有権移転登記承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第15条 甲は、乙がこの契約に規定する義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第16条 甲は、第13条第1項の規定により代金を返還する場合において、乙が第11条に規定する違約金または第14条第2項もしくは前条に規定する損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する代金とこれらの全部または一部と相殺する。

(登記の費用)

第17条 物件の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結および履行に必要ないっさいの費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定等)

第19条 この契約書の各条項の解釈について疑義を生じたとき、またはこの契約書に規定しない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(特約条項)

第20条 別記特約条項のとおりとし、前条までの条項の内容が特約条項の内容と接触する場合には、特約条項の内容が優先されるものとする。

特 約 条 項

物件は現状有姿で引き渡します。現況と図面等が相違している場合は、現況が優先します。

以上

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 売主 島根県隠岐郡隠岐の島町都万 2016 番地
隠岐広域連合
広域連合長 池田 高世偉

(乙) 買主 住所

氏名